

災害から 命を守るために

シリーズ 市政の「今」。今回は、台風や地震・津波などの災害から身を守るための情報発信や原子力災害に対応するための取り組みを中心に お伝えします。



【表】市から発表する避難情報

種類	市からの呼びかけ例	市民の皆さんがとるべき行動
避難準備 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 〇〇川が増水しています ◇ 避難の準備をしてください ◇ 体の不自由な人・高齢者などは避難を始めてください 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 避難の準備 ◇ 高齢者など避難に時間を要する人は避難を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 土砂災害が発生する恐れがあります ◇ 避難所へ避難を始めてください 	◇ 避難を開始
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 〇〇川が氾濫する危険があります ◇ 避難所へただちに避難してください 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ただちに避難 ◇ 緊急に命を守る行動を

◇ 避難勧告や避難指示（緊急）が出された場合は、警察や消防、消防団の指示に従って行動してください。もし、避難路が浸水していたり、夜間など避難するのに危険な場合は、状況に応じて建物の2階以上や隣近所へ避難するなど、安全確保に必要な行動をとってください。

◇ 避難にあたっては、自分の身は自分で守る「自助」、家族の命は家族で守る・自分たちの地域は自分で守る「共助」を基本とし、隣近所で声を掛け合い助け合うなど、早め早めの対応をお願いします。

刊行物の例



- ①舞鶴市防災ガイドブック「災害を生き抜く」
- ②洪水ハザードマップ
- ③地震ハザードマップ(揺れやすさマップ、地域危険度マップ)
- ④舞鶴市土砂災害ハザードマップ
- ⑤舞鶴市原子力災害住民避難計画(概要版)

※各地域のハザードマップやリーフレットなどは、市のホームページでも閲覧・ダウンロードができます。



速やかな避難のために

市は、災害から市民の皆さんの安全を守るため、さまざまな情報提供や状況に応じて避難を呼びかける体制をとっています。

台風の接近などによる災害の危険性が高まると、市では気象状況や河川の水位、京都府の土砂災害警戒情報などを総合的に判断して、避難情報(上表)を発表し、避難を呼びかけるとともに、避難所を段階的に開設することとしています。また、避難情報が発表される前であっても、台風により気象情報の発表が予想されるなど、災害の危険性がある場合には、自主的な避難のために、必要に応じて市内5か所の自主避難所(加佐公民館・西支所・中総合会館・南公民館・大浦会館)を日中の明るい時間から開設しています。避難所については、市ホームページなどで確認

することができまますので、あらかじめ近隣の避難所を確認しておき、命を守るための準備を心掛けてください。

地震については、今年5月に京都府により地震の被害想定が見直され、「若狭湾内断層地震」の想定では市内の最大震度7が示されました。また、津波についても、最大クラスのものでは、市内の集落で最大6以上の想定が示されています。

地震や津波はいつ発生するか予想できません。発生した時に備え、あらかじめ耐震対策や日常的な備蓄を行うようにしましょう。特に地震発生時には家具が倒れてくる可能性もあるので、事前の家具転倒防止や飛散防止のための対策は緊急的な避難以上の命を守る行動となります。

また、沿岸部で強い揺れを感じた場合には、津波が襲ってくる可能性がありますので津波避難場所や、近くの高台へ避難してください。

市からの避難情報や警戒の呼びかけ

は、テレビやラジオのほか、防災行政無線、緊急速報メール、まいづるメール配信サービス、Yahoo!防災アプリ(7ページに関連記事)、市ホームページ、広報車など、あらゆる手段で伝達します。防災行政無線の放送が聞き取れなかった場合などに電話で確認できるテレホンサービス(62・7400)も平成27年から実施しています。

そして、災害のリスクを事前に知っています。平成26年に全戸配布した「防災ガイドブック」、由良川や市内15の浸水想定対象河川を示した「洪水ハザードマップ」、地域の危険度や揺れやすさをマップで示した「地震ハザードマップ」、土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに作成した「土砂災害ハザードマップ」など、これらの防災情報を積極的に収集し、いざという時のための備えを行ってください。

原子力災害への備え

市では、万が一、原子力災害が発生した場合に備えた防災対策も整えています。

平成28年に全面改正した「舞鶴市原子力災害住民避難計画」について、市民の皆さんへの理解を深めていただくために、避難先や避難方法などを小学校区ごとにま

とめたリーフレット「舞鶴市原子力災害住民避難計画(概要版)」を作成し、今年5月に自治会長を通じて各世帯に配布しました。その避難計画の実効性をより高めるために、平成25年度からは毎年度、原子力防災訓練を実施しています。

また、原子力災害時に甲状腺被ばくを防ぐために、原子力発電所からおおむね5キロ以内の地域(PAZ)の住民には安定ヨウ素剤を事前配布しています。また、5キロからおよそ30キロの地域(UPZ)には緊急時に即時に配布するため、市内32か所に、安定ヨウ素剤を備蓄しています。安定ヨウ素剤は、服用のタイミングが重要であり、指示があった場合に適切な量を服用してください。

市と府は、関西電力株式会社と高浜発電所に続き、8月17日に「大飯発電所に係る舞鶴市域の安全確保に関する通報連絡等協定書」を締結(6ページに関連記事)。これにより関西電力からの通報・連絡体制を整えました。さらに、同日、京都府と大飯発電所の32・5キロ圏内に位置する5市町(舞鶴市、綾部市、南丹市、京都市、京丹波町)で「大飯発電所に係る安全確保等に関する確認書」を締結。「地域協議会」を設置し、原子力防災の情報共有と広域連携を図っています。